

平成 2 4 年 8 月 7 日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第 3 5 条第 1 項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

1. ガス機器・石油機器に関する事故
該当案件無し
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故 5 件
(うち除湿乾燥機 1 件、液晶テレビ 1 件、ポータブル DVD プレーヤー 1 件、
ライトバンク (ストロボ用光拡散用具) 1 件、プロジェクター 1 件)
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故 2 件
(うちスピーカー 1 件、食器洗い乾燥機 (ビルトイン式) 1 件)
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故情報検討会及び第三者委員会合同会議 (※) において、審議を予定している案件
該当案件無し

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

※正式名称は「消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議」という。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第 3 5 条第 1 項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

(管理番号 A201100331、A201100444、A201100465 及び A201100648 を除く。)

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

6. 特記事項

(1) 株式会社カンキョーが販売した除湿乾燥機について（管理番号A201100331）

① 事故事象について（平成23年8月12日に公表したものを調査結果を踏まえ再掲載）

株式会社カンキョーが販売した除湿乾燥機を焼損する火災が発生し、5名が負傷しました。

事故原因は、調査の結果、当該製品に使用されている電源基板上の実装部品に設計と異なるものが使用されていたこと及び電源基板の樹脂製ケースも設計と異なる難燃性の低い材料が使用されていたため、実装部品の不具合から出火した際に樹脂製ケースに着火し、火災に至ったものと考えられます。

② 再発防止策について

同社は、当該製品を含む対象機種（下記③）について、事故の再発防止を図るため、平成23年10月24日からホームページへの情報掲載及び通信販売の顧客リストに基づく電話連絡、更に、平成23年11月からダイレクトメールによる通知を行い、対象製品について無償点検・改修を実施しています。

③ 対象製品等：商品名、型式、製造期間、改修対象台数

商品名	型式	製造期間	改修対象台数
コンデンス除湿機	DBC	平成18年6月26日	17,629台
除湿乾燥機	DBC-T	平成19年12月20日	7,734台
合 計			25,363台

改修率 35.2%（平成24年7月23日現在）

対象製品の外観及び確認方法

1) 対象製品の外観



2) 製造番号の確認方法

製造番号表示箇所



④消費者への注意喚起

対象製品をお持ちで、まだ事業者の行う無償改修を受けていない方は、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

(株式会社カンキョーサービスセンターの問合せ先)

電話番号：0120-173-877

受付時間：9時～18時（土・日・祝日を除く。）

ホームページ：<http://www.kankyo-new.com/recall/index.html>

(本発表資料の問合せ先)

消費者庁消費者安全課

(製品事故情報担当) 担当：大木、長井、川船^{かわふね}

電話：03-3507-9204 (直通)

FAX：03-3507-9290

(株式会社カンキョーが販売した除湿乾燥機に関する問合せ先)

経済産業省商務流通グループ製品安全課製品事故対策室

担当：宮下、古田、長沼 電話：03-3501-1707 (直通)

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む)

該当案件無し

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201100331	平成23年7月28日	平成23年8月8日	除湿乾燥機	DBC-T	株式会社カンキョー	火災 軽傷5名	当該製品を焼損する火災が発生し、5名が負傷した。 事故原因は、調査の結果、当該製品に使用されている電源基板上の実装部品に設計と異なるものが使用されていたこと及び電源基板の樹脂製ケースも設計と異なる難燃性の低い材料が使用されていたため、実装部品の不具合から出火した際に樹脂製ケースに着火し、火災に至ったものと考えられる。	静岡県	平成23年8月12日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの 平成23年10月24日からリコールを実施(特記事項を参照) 改修率 35.2%
A201100444	平成23年9月12日	平成23年9月27日	液晶テレビ	37Z8000	株式会社東芝	火災	就寝中に熱気を感じて目を覚ますと、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。 事故原因は、調査の結果、当該製品内部にある電源基板のAC電源入力コネクタ端子のはんだ付け部から出火したものと推定され、製品に起因する事故と考えられるが、焼損が著しく、事故原因の特定には至らなかった。	東京都	平成23年9月30日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
A201100465	平成23年9月2日	平成23年10月5日	ポータブルDVDプレーヤー	DVP-VS02	株式会社ティー・エム・ワイ (輸入事業者)	火災	自動車内で当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 事故原因は、調査の結果、当該製品の内蔵バッテリー(リチウムイオン電池)の電池セル内で内部短絡により異常発熱し、出火に至ったものと考えられるが、当該製品本体の充電制御基板が未回収であったため、内部短絡が発生した原因の特定には至らなかった。	岐阜県	平成23年10月7日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201100648	平成23年11月20日	平成23年12月1日	ライトバンク(ストロボ用光拡散用具)	CM-1896	コメット株式会社 (輸入事業者)	火災	当該製品を使用中、当該製品から出火する火災が発生し、当該製品が焼損した。 事故原因は、調査の結果、当該製品の中間ディフューザー(合成樹脂製のスクリーン)を留めているサスペンションバンドのゴムひもが伸びたことが確認し難い構造であったため、ゴムひもの弾性が劣化して伸びたことに気付かず、斜め上方に照明が向くように当該製品を設置した際に、中間ディフューザーがランプ部に接触し、出火に至ったものと考えられる。 なお、取扱説明書には「ゴムが伸びたサスペンションバンドは、いかなる状況でも使用しないで下さい。」「ライトバンクを上向きに使用するときには、中間ディフューザーを使用しないで下さい。」旨、記載されている。	神奈川県	平成23年12月6日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
A201200324	平成24年7月22日	平成24年8月3日	プロジェクター	LP-Z3	三洋電機株式会社	火災	当該製品の電源コードから出火する火災が発生し、当該製品を焼損、周辺を汚損した。現在、原因を調査中。	山口県	

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201200323	平成24年7月20日	平成24年8月2日	スピーカー	火災	カラオケ店舗内の個室で、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	北海道	8月2日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A201200325	平成24年7月23日	平成24年8月3日	食器洗い乾燥機(ビルトイン式)	火災	火災報知機が鳴動したため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品から出火したのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	愛知県	8月2日に消費者安全法の重大事故等として公表済

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故情報検討会及び第三者委員会合同会議において審議を予定している案件
 該当案件無し

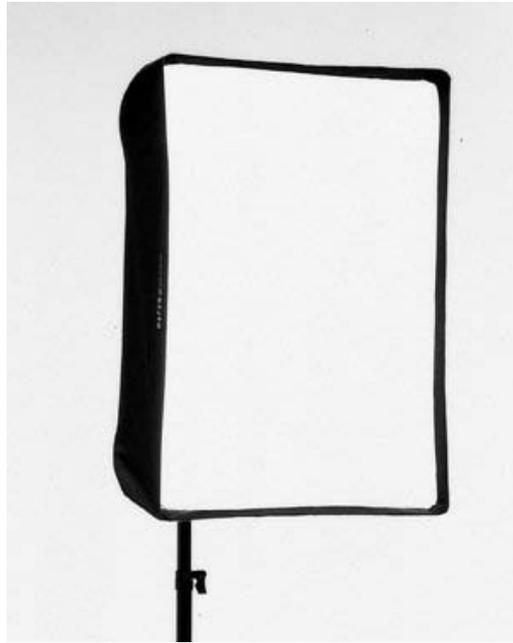
液晶テレビ（管理番号：A201100444）



ポータブルDVDプレーヤー（管理番号：A201100465）



ライトバンク（ストロボ用光拡散用具）（管理番号：A201100648）



プロジェクター（管理番号：A201200324）

